

農 業 次 世 代 人 材 投 資 事 業 受 給 自 己 チ ェ ッ ク 表

農業次世代人材投資資金とは、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して資金が交付される制度です。農業次世代人材投資資金を受給するにあたり必要な要件や了承をいただく事項があります。交付要件等を確認のうえ、よく考えてからご相談ください。

番号	要件等	提出書類
①	<p>独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満ですか？</p> <p>(独立・自営就農とは③～⑦を満たすことを言います)</p>	<p>生年月日を証明できる資料</p> <p>(運転免許証の写しなど)</p>
②	<p>農業経営者となることについての強い意欲を有していますか。</p> <p>※青年等就農計画から判断します。</p>	
③	<p>農地の所有権又は利用権を自ら有していますか。</p> <p>ただし、親族（三親等以内）から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を自らに移転することを確約しますか。</p>	<p>農地の売買・貸借の契約書の写し</p> <p>※親族から貸借した農地が主である場合は、確約書及び当該農地を示す地図</p>
④	<p>主要な農業機械・施設を自ら所有又は借りていますか。</p>	<p>農業機械・施設の売買・貸借の契約書</p>
⑤	<p>生産物・生産資材を自らの名義で出荷・取引していますか。</p>	<p>本人名義の農産物出荷伝票</p>
⑥	<p>農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理していますか。</p>	<p>本人名義の営農口座の通帳の写し</p> <p>売上げ等を管理する帳簿</p>
⑦	<p>農業経営に関する主宰権を有していますか。</p>	
⑧	<p>農業経営開始後5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家、民宿等関連事業含む。）で生計が成り立ちますか。</p> <p>※農業経営開始後5年後までに上記の所得で250万円を超えることができる計画が立てられること。</p>	<p>収支計画</p>
⑨	<p>計画の達成が実現可能であると見込まれますか。</p> <p>※青年等就農計画を提出していただきます。その内容を審査会で確認した結果、内容を訂正していただくことや不適と判断されることもあります。</p>	<p>青年等就農計画</p> <p>履歴書、経営農地一覧</p> <p>所有・借受農業機械・施設一覧</p>
⑩	<p>人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれますか。</p> <p>※地域農業の将来と問題について計画書「人・農地プラン」が毎年3月に更新されています。この計画書に中心的な経営体として位置付けられることが必要です。この計画書には氏名や年齢、経営農地の情報等が記載され、地域農業者や関係機関に公開されます。また、結果次第では、中心的な経営体に位置付けられないこともあります。</p>	<p>人・農地プラン位置づけ希望の申出書</p> <p>個人情報の取扱</p>
⑪	<p>生活保護制度など生活費の確保を目的とした他の給付を受けていませんか。</p> <p>※原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）による給付を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。給付の有無を確認することがあります。</p>	<p>他事業照会資料</p>
⑫	<p>一農ネット（農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク）に加入していますか。</p>	<p>登録画面もしくはメルマガの受信画面をプリントアウト</p>
⑬	<p>平成24年4月以降に農業経営を開始していますか。</p> <p>※原則、経営資産の取得時期で確認して下さい。「農業経営を開始」とは、自ら販売を行うなど、明らかに農業経営を行っている状態を指します。</p>	<p>農業経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）</p>
⑭	<p>前年以前に農業経営を開始している場合、前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く）が350万円未満ですか。</p>	<p>前年の所得証明書</p>
⑮	<p>受給後は、受給開始から受給期間終了後5年間（最大で10年間）、半年に一度（7月・1月）の報告書を提出していただきます。</p>	
⑯	<p>資金交付期間中は、半年に一度（4月・10月）訪問します。</p>	
⑰	<p>鹿島市暴力団排除条例に基づき、佐賀県警に暴力団の関係を紹介させていただきます。</p>	<p>同意書</p>